

国立大学法人京都大学総長学内意向投票実施細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><u>国立大学法人京都大学総長学内意向投票実施細則</u></p>	<p><u>国立大学法人京都大学総長選考意向投票実施細則</u></p>
<p>第1条 この細則は、<u>国立大学法人京都大学総長選考規程</u>（平成16年5月19日総長選考会議決定。以下「規程」という。）<u>第14条の規定に基づき、学内意向投票の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この細則は、<u>国立大学法人京都大学総長選考意向調査規程</u>（平成26年4月23日総長選考会議決定。以下「規程」という。）<u>第9条の規定に基づき、意向投票の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 この細則において「部局」とは、別表第1に掲げるものをいう。</p>	<p>第2条 （同 左）</p>
<p>2 この細則において、理事は、<u>本部の事務組織</u>に属するものとして取り扱うものとする。</p>	<p>2 この細則において、理事は、<u>事務本部</u>に属するものとして取り扱うものとする。</p>
<p>3 規程<u>第6条第1項第2号</u>に定める「<u>専門員相当職以上の者</u>」とは、別表第2に掲げる職にある者とする。</p>	<p>3 規程<u>第3条第1項第2号</u>に定める「<u>課長補佐相当職以上の者</u>」とは、別表第2に掲げる職にある者とする。</p>
<p>第3条 規程<u>第7条第1項</u>の通告（以下「投票通告」という。）は、<u>第一次総長候補者の名簿</u>その他投票に関し必要な事項を記載した文書を添えて行う。</p>	<p>第3条 規程<u>第4条第1項</u>の通告（以下「投票通告」という。）は、<u>第一次総長候補者の名簿</u>その他投票に関し必要な事項を記載した文書を添えて行う。</p>
<p>第4条 （略）</p>	<p>第4条 （同 左）</p>
<p>第5条 投票は、部局ごとに、当該部局の長（<u>本部の事務組織</u>にあつては総務部長。以下同じ。）が定める投票所において行う。ただし、必要があるときは、二以上の部局が合同して、当該関係部局の長が協議して定める共同の投票所で行うことができる。</p>	<p>第5条 投票は、部局ごとに、当該部局の長（<u>事務本部</u>にあつては総務部長。以下同じ。）が定める投票所において行う。ただし、必要があるときは、二以上の部局が合同して、当該関係部局の長が協議して定める共同の投票所で行うことができる。</p>
<p>2 規程<u>第8条第3項</u>に定める投票管理者は、当該投票所を置く部局の長（部局の長が、<u>第一次総長候補者</u>である場合は、当該部局の長が指名する者）をもって充てる。ただし、前項ただし書の場合にあつては、当該関係部局の長又はその指名する者のうちからその協議により定める者をもって充てる。</p> <p>（中 略）</p>	<p>2 規程<u>第5条第2項</u>に定める投票管理者は、当該投票所を置く部局の長（部局の長が、<u>第一次総長候補者</u>である場合は、当該部局の長が指名する者）をもって充てる。ただし、前項ただし書の場合にあつては、当該関係部局の長又はその指名する者のうちからその協議により定める者をもって充てる。</p>
<p>第8条 投票は、指定された期日及び時間内に行うものとする。</p>	<p>第8条 } 2 } (同 左) 3 }</p>
<p>2 投票用紙は、投票管理者を経て、投票所において交付する。</p>	<p>3 投票用紙の交付を受けようとする者は、職員証又は<u>認証ICカード</u>を提示し、投票用紙交付簿に署名しなければならない。</p>
<p>3 投票用紙の交付を受けようとする者は、職員証を提示し、投票用紙交付簿に署名しなければならない。</p>	<p>第9条 投票所における投票が終了したときは、投票管理者は、投票送達書を添えて、速やかに、当該投票を規程<u>第9条第2項</u>に定める開票管理者に送達しなければならない。</p>
<p>第9条 投票所における投票が終了したときは、投票管理者は、投票送達書を添えて、速やかに、当該投票を規程<u>第9条第2項</u>に定める開票管理者に送達しなければならない。</p>	<p>2 } 3 } (同 左)</p>
<p>2 開票管理者は、総長（総長が、<u>第一次総長候補者</u>である場合は、総長が指名する者）をもって充てる。</p> <p>3 開票管理者は、第1項による投票の送達を受けたときは、投票の数を確認のうえ、投票受領書を交付するものとする。</p>	<p>第10条 開票は、遅滞なく、本学所在地に設ける開票所において、開票立会人（規程<u>第6条第3項</u>に定める開票に立ち会う評議員をいう。以下同じ。）の立会いのもとに、全投票を混同して行う。</p>
<p>第10条 開票は、遅滞なく、本学所在地に設ける開票所において、開票立会人（規程<u>第9条第3項</u>に定める開票に立ち会う評議員をいう。以下同じ。）の立会いのもとに、全投票を混同して行う。</p>	<p>第10条 開票は、遅滞なく、本学所在地に設ける開票所において、開票立会人（規程<u>第6条第3項</u>に定める開票に立ち会う評議員をいう。以下同じ。）の立会いのもとに、全投票を混同して行う。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>第16条 学内意向投票の実施に関する事務は、別段の定めのある場合を除くほか、教育研究評議会の管理のもとに、総務部総務課が行う。</p> <p>別表第1</p> <ul style="list-style-type: none"> 文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科 人間・環境学研究科 エネルギー科学研究科 アジア・アフリカ地域研究研究科 情報学研究科 生命科学研究科 <ul style="list-style-type: none"> 地球環境学堂 公共政策連携研究部 経営管理研究部 化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所 <ul style="list-style-type: none"> 附属図書館 医学部附属病院 学術情報メディアセンター 放射線生物研究センター 生態学研究センター 地域研究統合情報センター <ul style="list-style-type: none"> <u>放射性同位元素総合センター</u> <u>環境保全センター</u> <u>国際交流センター</u> 高等教育研究開発推進センター 	<p>第16条 意向投票の実施に関する事務は、別段の定めのある場合を除くほか、教育研究評議会の管理のもとに、総務部総務課が行う。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、平成26年4月23日から実施する。</p> <p>別表第1</p> <ul style="list-style-type: none"> 文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科 人間・環境学研究科 エネルギー科学研究科 アジア・アフリカ地域研究研究科 情報学研究科 生命科学研究科 <u>総合生存学館</u> 地球環境学堂 公共政策連携研究部 経営管理研究部 化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所 <u>i P S細胞研究所</u> 附属図書館 医学部附属病院 学術情報メディアセンター 放射線生物研究センター 生態学研究センター 地域研究統合情報センター <u>野生動物研究センター</u> <ul style="list-style-type: none"> 高等教育研究開発推進センター

改 正 前	改 正 後
<p>総合博物館 <u>産官学連携センター</u> 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター こころの未来研究センター <u>野生動物研究センター</u> 文化財総合研究センター <u>保健管理センター</u></p> <p><u>カウンセリングセンター</u> 大学文書館 物質—細胞統合システム拠点</p> <p><u>本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。）</u></p> <p>宇治地区事務部 <u>三研究科共通事務部</u></p> <p>別表第2 <u>一般職俸給表（一）適用者のうち、組織規程又は京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）に基づき置かれる部長、課長、室長、センター長、事務部長、事務長、専門員、技術室長及び技術専門員</u></p> <p>医療職俸給表（一）適用者のうち、<u>栄養管理室長、診療放射線技師長、臨床検査技師長及び副薬剤部長</u></p> <p>医療職俸給表（二）適用者のうち、<u>看護部長及び副看護部長</u></p>	<p>総合博物館</p> <p>低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター こころの未来研究センター</p> <p>文化財総合研究センター</p> <p><u>国際高等教育院</u> <u>環境安全保健機構</u> <u>国際交流推進機構</u> <u>情報環境機構</u> <u>産官学連携本部</u> <u>学生総合支援センター</u> 大学文書館 物質—細胞統合システム拠点 <u>学際融合教育研究推進センター</u> <u>総合専門業務室</u> <u>事務本部</u></p> <p><u>本部構内（文系）共通事務部</u> <u>本部構内（理系）共通事務部</u> <u>吉田南構内共通事務部</u> <u>医学・病院構内共通事務部</u> <u>南西地区共通事務部</u> <u>北部構内事務部</u> 宇治地区事務部</p> <p><u>桂地区（工学研究科）事務部</u></p> <p>別表第2 <u>一般職俸給表（一）適用者のうち、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）に基づき置かれる部長、次長、課長、室長、副事務部長、センター長、事務長、事務部門長、副事務長、副事務部門長、課長補佐、室長補佐、センター長補佐、事務長補佐、専門員、技術室長及び技術専門員</u></p> <p>医療職俸給表（一）適用者のうち、<u>副疾患栄養治療部長、診療放射線技師長、臨床検査技師長及び副薬剤部長</u></p> <p>医療職俸給表（二）適用者のうち、<u>看護部長及び副看護部長</u></p> <p><u>専門業務職俸給表適用者のうち、首席専門業務職員及び上席専門業務職員</u></p>